

# 大町労働基準監督署における第13次労働災害防止推進計画

計画期間：2018年度～2022年度（5か年）

## 1 計画のねらい

- 長野労働局が定める第13次労働災害防止推進計画の目標を達成するため、大町労働基準監督署が取り組むべき課題と方針及び目標を定める
- 「労働者の安全と健康を確保する」ため、行政施策を総合的に推進する

## 2 計画が目指す姿

- 働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、事業場においては、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていく
- そのために、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力をもって取り組む
- 正規・非正規といった雇用形態の違い、多様な働き方をする労働者や高齢労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全や健康が確保されるよう取り組む

## 3 計画の重点目標

- 労働災害による死亡者数を0人とする
- 死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる（151人→143人）。

## 4 重点とする業種対策

- 建設業対策  
建築業を重点に、足場、屋根、はしご等からの墜落・転落災害防止対策を推進
- 製造業対策  
食料品製造業を重点に、「はさまれ・巻き込まれ」等の機械設備による労働災害防止対策を推進
- 林業  
チェーンソーによる伐木等作業中の災害防止を推進
- 小売業・飲食店  
転倒災害防止等を重点に、労働災害防止対策を推進
- 社会福祉施設  
腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底と併せて、介護機器等の導入促進を推進
- 旅館業  
転倒災害防止等を重点に、安全衛生水準の向上による労働災害防止対策を推進
- 索道業  
冬季災害防止を重点に、安全衛生水準の向上による労働災害防止対策を推進
- 陸上貨物運送業対策  
荷役作業時の労働災害防止対策を普及、徹底

## 5 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### ○メンタルヘルス対策

・目標：対策に取り組んでいる事業場の割合を65%以上（58%：2016）とする。

メンタルヘルス不調を予防するための各種対策を促進

### ○過重労働対策

適正な労働時間管理の徹底を含めた過重労働による健康障害防止対策を推進

### ○化学物質対策

特定化学物質を重点に予防規則等で定められた措置を徹底

### ○アスベスト対策

解体工事でのアスベストばく露防止対策を徹底

### ○じん肺予防対策

第9次粉じん障害防止総合対策を推進

### ○腰痛予防対策

介護施設、小売業、陸上貨物運送業を重点に対策を推進

### ○熱中症予防対策

建設業、警備業、製造業等暑熱な環境下に更さらされる業種を重点に対策を推進

### ○受動喫煙防止対策

対策の普及・啓発と実施を徹底

## 6 その他の対策

### ○冬季労働災害防止対策

全業種を対象として、凍結・積雪・寒冷を原因とする労働災害の防止対策を推進

## 7 各年の目標死傷者数及び最終年の目標死傷者数

### 大北・安曇野地区における 第13次労働災害防止推進計画の目標と実勢

